

吳市教育委員会議題
(令和元年11月28日定例会)

吳市教育委員会

令和元年11月28日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第26号 平成30年度定期監査の結果改善又は検討を要する事項の措置について
- 4 報告第27号 民事訴訟の結果について
- 5 教議第49号 臨時代理の承認について（令和元年度教育費補正予算） 【非公開】
- 6 教議第50号 臨時代理の承認について（呉市立幼稚園条例の廃止） 【非公開】
- 7 教議第51号 臨時代理の承認について（呉市立呉高等学校条例の一部改正）
【非公開】
- 8 教議第52号 呉市立呉高等学校条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
【非公開】
- 9 教議第53号 臨時代理の承認について（呉市立美術館条例ほかの一部改正）
【非公開】

報告第26号

平成30年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について

平成30年度定期監査における教育委員会分の指摘内容に対する措置状況については、別紙のとおりです。

改善又は検討を要望する事項	措置状況
<p>教育委員会</p> <p>1 学校施設課</p> <p>契約書の作成を省略することができる施設維持修繕について、請書、承諾書その他これに準ずる書面を徴していないものが見受けられた（仁方中学校音楽室雨漏り修繕等）。 ついては、契約規則第35条の規定に基づき、適正な契約事務をされたい。</p> <p>2 学校教育課</p> <p>(1) 公文書公開請求に係る複写及び送付料について、当月分を取りまとめ、翌月5日までに調定書を発行することとなっているが、7月に収納しているにもかかわらず、監査日現在、調定書を発行していないものがあつた。 ついては、会計規則第35条第2項の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 県内出張命令回議書において、旅行者が勤務地ではなく住居地から直接目的地に旅行していたにもかかわらず、勤務地を出発地として旅費を過大に算出し支給していた。 ついては、旅費条例運用基準第13第1項第1号の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(3) 就学奨励費受給者状況報告書について、学期末ごとに作成し、当該学期終了後、速やかに教育委員会に提出しなければならないとなっているにもかかわらず、1学期末分の報告書を提出していない学校が見受けられた（昭和南小学校等）。 ついては、学校からの提出状況を確認し、提出のない学校に対しては速やかに提出するよう指導されたい。</p> <p>(4) 使用期間が3日未満の学校施設の使用許可について、市立学校施設使用規則第3条第3</p>	<p>契約書の作成を省略できる施設維持修繕については、平成30年12月以降発注分より請書を徴することとしました。 今後は、契約規則の規定に基づき、適正な事務処理に努めます。</p> <p>御指摘の件につきましては、平成30年11月12日に調定書を発行し、決裁を受けました。 今後は、会計規則の規定に基づき、適正な事務処理に努めます。</p> <p>県内出張命令回議書を適正な額に修正し、過払いとなった旅費については、平成30年11月28日に戻入しました。 今後、旅費の計算に当たっては、旅費条例の規定を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>当該報告書については、未提出であつた4校に対し電話連絡を行い、平成30年11月16日に全小・中学校の提出が完了しました。 今後は提出状況の確認を徹底し、提出のない学校に対し速やかに提出するよう指導を行ってまいります。</p> <p>御指摘の件につきましては、平成30年12月27日に当該規程を改めるよう指導し、平成31</p>

改善又は検討を要望する事項	措置状況
<p>項の規定では、校長が許否の決定を専決するものとなっているにもかかわらず、呉中央小学校においては、市立呉中央小学校決裁規程に基づき教頭が専決するものと定めていた。</p> <p>規程において、規則に定める専決権者を変更することはできない。</p> <p>については、適正な事務処理を行うよう指導されたい。</p> <p>3 学校安全課</p> <p>(1) 旅費を伴う県内出張について、県内出張命令回議書による旅行命令が発せられていなかった。</p> <p>については、旅費条例施行規則第3条の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 幼児児童生徒定期健康診断業務の単価契約について、業務の履行が確認できる報告書等（以下「報告書」という。）の提出を仕様書で定めておらず、また、報告書の作成期間を契約期間に含めていないため、健康診断受診者数等を確認できないまま完了検査調書を作成していた。</p> <p>については、報告書の提出を仕様書等に定めるとともに、契約期間の見直しを検討されたい。</p> <p>(3) 講習会に係るテキストの納品検査について、受講日に配布されているにもかかわらず、納品書の検査年月日は受講日より前の日付が記載され、物品検査員及び物品出納員が検印していた。</p> <p>については、物品会計規則第11条の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>年4月1日付けで事務決裁規程を改正しました。</p> <p>今後は、当該規則を遵守して適正な事務処理を行うよう指導してまいります。</p> <p>御指摘の件につきましては、平成30年11月15日に県内出張命令回議書を作成し、決裁を受けました。</p> <p>今後は、旅費条例施行規則の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう指導してまいります。</p> <p>御指摘の件につきましては、平成31年4月1日に、業務の履行が確認できる報告書の提出を仕様書で定め、契約期間を令和元年9月30日までとした契約を締結しました。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行うよう指導してまいります。</p> <p>御指摘の件につきましては、平成30年11月15日に納品書の日付を修正しました。</p> <p>今後は、物品会計規則の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう指導してまいります。</p>

改善又は検討を要望する事項	措置状況
<p>4 呉高等学校</p> <p>(1) 年次有給休暇について、開始時刻が四半時ではない休暇の取得を承認していたものが見受けられた。 ついては、時間休暇の取得に関する取扱要領の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 姉妹校提携調印式に来日した基隆市立安楽高級中学訪問団の昼食代について、訪問日程が終了しているにもかかわらず、支出に関する執行伺が行われていなかった。 ついては、予算及び決算規則第17条の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(3) 教員特殊業務手当について、対象となる業務の従事回数を数え誤って過少に支給していた。 ついては、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>時間休暇の取得に関する取扱要領第4条第1項の規定に基づき、平成30年11月1日に開始時刻を四半時とする休暇に訂正しました。 今後は、休暇承認時に、取得開始時間等を十分確認し、適正な事務処理を行います。</p> <p>平成30年10月23日及び24日分の昼食代の執行伺を、同年11月1日に作成し、決裁権者である事務長の決裁を受けました。 今後は、予算及び決算規則第17条の規定に基づき、適正な事務処理を行います。</p> <p>当該教員の特殊業務従事実績簿の支給額を訂正し、平成30年11月16日に未支給分を支給しました。 今後は、同実績簿を十分確認し、適正な事務処理を行います。</p>
<p>5 和庄小学校</p> <p>学校施設の使用許可について、決裁手続を行うことなく使用許可書を交付していた。 ついては、市立学校施設使用規則第3条第3項の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>平成30年11月16日に正当な決裁権者である校長の決裁を受けました。 今後は、市立学校施設使用規則の規定に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>6 明立小学校</p> <p>給食費として支給することとしていた就学奨励費（6・7月分）について、それぞれ当月に戻入が判明したにもかかわらず、10月31日まで戻入手続をしていなかった。 ついては、戻入が判明した時点で速やかに事務処理をされたい。</p>	<p>戻入が判明した時点で、速やかに学校教育課と連携を取り戻入手続をするよう、今後は適正な事務処理に努めます。</p>
<p>7 港町小学校</p> <p>学校施設の使用料について、免除対象ではな</p>	<p>本件につきましては、学校専決後の平成30</p>

改善又は検討を要望する事項	措置状況
<p>い団体に対し、誤って免除していたことが判明したにもかかわらず、徴収していなかった。</p> <p>負担の公平性の観点から、免除した使用料の徴収について検討されたい。</p> <p>8 東畑中学校</p> <p>就学奨励費の受領及び取扱いに係る委任状について、保護者からの聞き取りにより委任事項の一部を鉛筆で加筆していた。</p> <p>委任状は重要な書類であることから、保護者本人が記載すべきである。</p> <p>については、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>年5月28日に、学校施設課から当該団体の減免となる根拠の問い合わせがあり確認した結果、減免対象外であることが判明しました。</p> <p>監査指摘後、未徴収となっている使用料を徴収したい旨を当該団体に説明したところ、平成30年12月13日に納付を確認しました。</p> <p>今後は、減免基準の取扱には十分留意するとともに、疑義のある場合は事前に学校施設課に確認することとします。</p> <p>御指摘の件につきましては、平成30年11月16日に保護者に説明し、委任事項について保護者本人にボールペンで加筆をしてもらいました。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めます。</p>

民事訴訟の結果について（報告）

呉市が被上告人等となっている民事訴訟について、広島高等裁判所において令和元年10月28日付けで上告及び上告受理の申立てを却下するとの決定が行われ、呉市の勝訴が確定しました。

1 事件の概要

相手方（第1審原告、第2審被控訴人、上告人兼申立人。以下同じ。）は、中学校3年生であった平成2年1月頃、相手方が通学していた呉市立中学校の担任教諭が、高等学校の入学試験に係る事務手続を誤り、相手方は、その高等学校を受験できず、1年間浪人をしたことから、生涯年収において1年間分の減収が生じたとして、損害賠償金の支払を求めて、訴えを提起したものです。

平成30年12月18日に広島地方裁判所呉支部において、呉市勝訴の第1審判決の言渡しが行われましたが、相手方はこれを不服として、平成30年12月27日付けで広島高等裁判所に控訴し、令和元年7月11日に同裁判所において、呉市勝訴の第2審判決が言い渡されました。

これに対し、相手方は、第2審判決について不服として、令和元年7月22日付けで広島高等裁判所に上告及び上告受理の申立てを行い、同裁判所において令和元年10月28日付けで、相手方の上告及び上告受理の申立てを却下するとの決定が行われました。

(1) 事件番号

令和元年（ネオ）第49号

令和元年（ネ受）第47号

(2) 管轄裁判所

広島高等裁判所第4部

(3) 上告及び上告受理申立年月日

令和元年7月22日

(4) 相手方

呉市在住の個人

(5) 訴額

140万円

(6) 原判決の表示

広島高等裁判所 平成31年（ネ）第17号（令和元年7月11日判決）

（損害賠償請求控訴事件）

2 決定主文

(1) 上告について

ア 本件上告を却下する。

イ 上告費用は上告人の負担とする。

(2) 上告受理の申立てについて

- ア 本件上告受理の申立てを却下する。
- イ 上告受理申立て費用は申立人の負担とする。

3 決定の理由

(1) 上告について

一件記録によれば、上告人は、上告期間内に上告状兼上告受理申立書を提出し、その後、上告理由書提出期間内に上告理由書を提出したものであるが、上告人が提出した前記各書面のいずれにも民事訴訟法第312条第1項及び第2項に規定する事由の記載がないから、本件上告は不適法である。

(2) 上告受理申立てについて

一件記録によれば、申立人は、上告受理の申立て期間内に上告状兼上告受理申立書を提出し、その後、上告受理申立ての理由書提出期間内に上告受理申立て理由書を提出したものであるが、申立人が提出した前記各書面のいずれにも民事訴訟法第318条第5項、第315条第2項、民事訴訟規則第199条第1項所定の上告受理の申立ての理由が記載されているとは認められない。